

支所長指示第22号
令和6年11月27日

仙台拘置支所長 鼻野木 英 司

死刑確定者の録画映像視聴について

標記について、平成25年5月28日付け達示第10号「死刑確定者処遇規程の制定について」に基づき、死刑確定者（以下「確定者」という。）に対する余暇活動の援助の充実を図り、もって心情の安定に努めているところであるが、その要領を下記のとおりとすることとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、平成28年6月7日付け当職指示第11号「死刑確定者ビデオ視聴について」は廃止する。

記

1 実施日時

毎週金曜日午後零時30分から同日午後3時30分までとし、実施に支障がある場合は別途実施日を指定する。

なお、面会等のため録画映像視聴が中断するなどして午後3時30分までに終了しない場合は、別途期日を定め、同映像の続きを視聴させることを妨げない。

2 実施要領

(1) 録画映像の視聴計画

ア 指導係（代務者を含む。以下、同じ。）は、あらかじめ視聴させるテレビ番組を録画し、記録媒体に保存した上で別紙1「録画タイトル一覧表」を作成する。

なお、録画番組について、おおむね150分以内（再生時間が3時間以上のテレビ番組は複数の記録媒体に分割する。）とし、ジャンルを問わず広く録画するが、内容に疑義が生じた場合は処遇第二統括の指示を仰ぐこと。

イ 該当居室担当職員は確定者に対して、毎月1回、録画タイトル一覧表を交付し、別紙2「視聴リクエスト用紙」に希望するテレビ番組を記入させる。

ウ 指導係は、希望順位等を考慮して実施計画を策定するが、事情

視聴リクエスト用紙

提出年月日 令和 年 月 日
番号 氏名

	ジャンル	タイトル名
第 1 希望		
第 2 希望		
第 3 希望		
第 4 希望		
第 5 希望		

注 1 収録時間がおおむね 60 分未満の番組の場合は、1 つの枠の中に 2 本まで選択することができる。

注 2 このリクエストは、あくまで各自の希望として受け付けるものであり、実際に視聴させるものが希望と異なることもあり得る。

決裁		支所長	首席	第一統括	第二統括	主任	係員	提出年月日
	計画							令和 年 月 日
	実施							令和 年 月 日
実施日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分							
場 所	1 本人居室 2 その他 ()							
対 象 者	名 (実施者 名)							
行事内容	1 タイトル () 2 その他 () ※ 映像の内容							
実施結果								

決裁		支所長	首席	第一統括	第二統括	主任	係員	提出年月日
	計画							令和 年 月 日
	実施							令和 年 月 日
実施日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分							
場 所	1 本人居室 2 その他 ()							
対 象 者	名 (実施者 名)							
行事内容	1 タイトル () 2 その他 () ※ 映像の内容							
実施結果								

領置金使用願					計算高	
					円	
所長		回議		使用金額	円	
令和 年 月 日				事由	数量	金額
_____ 工場 _____ 類						円
_____ 舎 _____ 番						
(名 字)						

担当職員						

領置金使用願					計算高	
					円	
所長		回議		使用金額	円	
令和 年 月 日				事由	数量	金額
_____ 工場 _____ 類						円
_____ 舎 _____ 番						
(名 字)						

担当職員						

ろくがえいぞうしちよう
録画映像視聴について

ひょうき
標記について、かき
下記のとおり実施します。

記

- 1 実施日時について
まいしゅうきんようび
毎週金曜日の午後零時30分からさいだい
最大で午後3時30分までとする。ただし、きゅうじつとう
休日等で実施できない場合は、別の日を指定する。
- 2 録画映像について
まいつき
毎月1度、「ろくが
録画タイトル一覧表」を貸与するので、その中の希望
する録画映像を第一希望から第五希望まで選び、「視聴リクエスト
用紙」に記載して提出すること。
おおむね60分未満の録画映像については、2本を1番組分とする。
なん
何らかの理由で提出した希望に添えない場合は、とうししょ
当支所が選定した録画映像を視聴させる。
- 3 実施方法について
ろくがえいぞうしちよう
録画映像視聴の前に、職員がテレビや録画映像再生機器等の機材
を居室に入れるので、準備が出来次第、視聴を始めること。
テレビなどの機材がうまく動かない場合は、速やかに職員に申し
出ること。
めんかいとう
面会等で居室を離れる場合は、一旦、録画映像視聴を中止し、用事
が終わってから続きを見ること。午後3時30分までに視聴が終わら
ない場合は、別の録画映像視聴日に続きを見ることもできるため、
希望する場合は職員に申し出ること。
- 4 菓子等の購入及び喫食について
ろくがえいぞうしちよう
録画映像視聴に合わせ、1回の購入金額上限を700円として、
特に定める菓子等の購入及び喫食を認めるが、同菓子等はできる限
り、ビデオ視聴時間中に喫食することとし、菓子等の価格表は別途
定める。
- 5 その他、不明なことがある場合は、職員に申し出ること。